

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 39 号

函館市地域会館条例の一部を改正する条例の一部改正について
函館市地域会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市地域会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

函館市地域会館条例の一部を改正する条例（平成 20 年函館市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

本則を第 1 条とし，同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 函館市地域会館条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 16 号を削り，第 17 号を第 16 号とし，第 18 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 項中「（函館市日ノ浜会館を除く。）」を削る。

別表第 1 中

「

函館市女那川会館	函館市女那川町 1 番地先	を
函館市日ノ浜会館	函館市日ノ浜町 154 番地	

」

「

函館市女那川会館	函館市女那川町 1 番地先	に
----------	---------------	---

」

改める。

別表第 17 を次のように改める。

別表第 17 削除

附則中「条例は，平成 21 年 4 月 1 日」を「条例中第 1 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から，第 2 条の規定は同年 5 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

日ノ浜会館を廃止し、および同会館の廃止時期の繰上げに伴い規定を整備するため